

## 第54回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成27年7月1日(水) 午後2時30分から午後4時00分

(2) 場 所 福島テルサ3F あぶくま

(3) 出席者

#### ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 齋藤玲子 新城希子  
田崎由子 橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県 側

総務部政策監 土木部次長(企画技術担当)  
入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹  
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長  
出納局入札用度課主幹兼副課長  
教育庁財務課主幹兼副課長  
警察本部会計課主幹兼次席  
医療関連産業集積推進室副課長兼主任主査  
県中建設事務所主幹兼事業部長 県中建設事務所ダム建設課長  
会津若松建設事務所主幹兼事業部長 会津若松事務所専門技術管理員  
相双建設事務所主幹兼復旧復興部長 相双建設事務所河川海岸課長  
県中出納室主幹兼副室長兼出納課長

(4) 次 第

1 開会

2 議事

1. 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成26年度分)

イ 総合評価方式の実施状況について

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成27年4月～5月分)

2. 審議事項

抽出案件について

3. 各委員の意見交換

4. その他

3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから「第54回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日の会議は軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。御出席の皆様におかれましても軽装の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長お願いいたします。

### 【伊藤委員長】

これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。

本日は報告事項が3件、審議事項が1件ですが、公開で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

### 【各委員】

～異議なしの声～

### 【伊藤委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項のア「県発注工事等の入札等について（平成26年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

### 【入札監理課長】

(資料1により説明)

### 【伊藤委員長】

ただいま報告があったことについて、質問がありましたらお願いいたします。

### 【新城委員】

説明の中で「入札不調の解消に向けた努力」とおっしゃっておられましたが、どのようなことでしょうか。

### 【入札監理課長】

入札は、通常の場合ですと、再度入札を行っても落ちなければ、不落随契の形での移行というのが一つ目の形です。

もう一つは、もう一度単価を見直すとか、あるいは現場状況を勘案して、再度の公告で発注に繋げる形があります。また、発注時期が業者の方たちの受注可能なタイミングに合わないということなら、発注時期のタイミングを見定めるなど、各発注機関の方で判断されているのではないかと考えます。

### 【伊藤委員長】

他にございませんか。

私の方からお伺いしたいのですが、「資料1」の1ページ目をご覧ください。

1ページ目の3の契約方法別というのがありまして、一般競争入札、条件付一般競争入札、随意契約となっており、随意契約が件数は2番目ですが、金額的には1位ということ、その右の落札率を見ますと、一般競争入札、条件付一般競争入札、随意契約になるに従って高くなっています。

随意契約は契約の性格上こうならざるをえないとは思いますが、次の「資料1の1」の個別の工事が書いてあるのを見ると、部局別契約状況になっているのですが、どうして随意契約でなければいけないのかということが必ずしも明確でないような工事が見受けられるような気がします。

随意契約というのは基本的には、緊急を要するとか特殊な事情があるといったものに限って利用されるものであって、東日本大震災以降、復旧関係で随意契約を活用するというのは分かるのですが、もう少し分かりやすいような表を作っていただけませんか。

つまり理由別に、例えば大震災以降、原発事故関係で工事がなかなかできなかったというようなものであるとか、先ほど課長のおっしゃったような不調・不落によるものであるとか、あるいは災害もそれだけではなく、河川の氾濫といった災害も起こりますよね。これを見る限り、工事名に災害復旧と書いてあるけれど、どの災害の復旧工事なのかということがよくわからない。

あるいは、本当に随意契約に該当するような工事なのかという疑問が出てくる。ちゃんとした説明をうかがえば、そうなのかなということになるかもしれないのですが、なぜ随意契約である必要があったのかという原因をもう少し明確にするような表の作り方を是非ともお願いしたい。

できたら、資料では発注部局別になっていますが、随意契約の別の表なども作っていただきたい。例えば、種別というか、タイプ別に分けて表を作っていただくと、見やすく、なるほどということになると思うのですが、いかがですか。

**【入札監理課長】**

今の、委員長のオーダーは551件の随意契約について、性質別・目的別、あるいは種類別に分類して「見える化」してほしい、というようなお願いだと思います。

随意契約については、地方自治法で認められている不落随契であるとか、競争入札がそぐわないものがあるかと思いますが、そういったものも含めて分かりやすい形でお示しできるようにしたいと思います。

**【伊藤委員長】**

他には何かありますか。  
よろしいでしょうか。

**【伊藤委員長】**

それでは次に、報告事項 イ「総合評価方式の実施状況について」事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

(資料2により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま御説明のありましたことについて、御質問等がありましたらお願いします。

**【入札監理課長】**

今の説明の補足ですが、3ページの4段目の県内業者活用が平成25年度の84.0%から79.3%に下がっているのですが、より正確に言いますと、それを補うために県外の業者も活用している割合が上がったということになります。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。

**【伊藤委員長】**

では、次にまいります。報告事項のウ「入札参加資格制限指名停止の運用状況（平成27年4月～5月分）」について事務局説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

（「資料3」により説明）

**【伊藤委員長】**

1番の業者を見ると4番の子会社でないかなと思ったのですが、子会社が指名停止を受けた場合に、例えば100%資本が入っていたとして、親会社が何らかの影響を受けるというようになっていますか。

**【入札監理課長】**

福島県の制度では、そのような制度にはなっておりません。

**【伊藤委員長】**

100%資本が入っていたとしてもそうですか。

**【入札監理課長】**

100%資本というのはこれまでなかったのですが、一般的にそのような場合どうするのかという議論は確かにあります。各県の考えを伺いたいということで、他の県からの照会があって、100%なら悪くて50%ならよいのかという話もありますが、基本的に会社が別であれば、今のところ処分の対象外にしています。

**【伊藤委員長】**

別法人であれば今のところ処分はしないということですね。ちなみに照会があるということは、他県では別の対応をしているとか、色々考えたりしているのですか。

**【入札監理課長】**

別の対応をしているというよりは、いま委員長のおっしゃったような問題意識があって、検討を進めようと考えているというような状況だと思います。

**【伊藤委員長】**

それでは、次の審議事項の抽出案件について移ります。テーマは「予定価格5億円以上で発注した案件」についてですが、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

それでは、安齋委員、今泉委員の順番でお願いします。

**【安齋委員】**

私が挙げたのは3つですが、1つ目は上から2番目の案件番号2番です。これに関しましては金額が一番高いこと、それから失格の理由が疑問だったので挙げました。

2つ目は、下から2番目の案件番号4番整理番号26番、これは総合評価で逆転したケースなので選んでみました。また、総合評価の加点について色々疑問が出たので、これを選びました。

3つ目が案件番号5番整理番号40番の一番下、これは入札参加者が最多のケース18者あったということで選んでみました。

**【今泉委員】**

私の方はまだ全体を詳しく把握していないという前提で、単純に入札結果と、復興関連なのかそうでないのかということを中心に全体像の中でどうなのか、抽象的ですけどもそういう観点で選ばせていただきました。

**【伊藤委員長】**

それでは「案件番号1番」の、「医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備（給排水衛生外）工事」についての説明をお願いします。

**【医療関連産業集積推進室】**

（「資料4、案件番号1番」により説明）

**【伊藤委員長】**

2ページの下の方にある無効・失格になった者及びその理由ですが、石田工業が低入札価格調査事務処理要綱の失格基準に該当したというのは何が原因だったのですか。

【医療関連産業集積推進室】

低入札価格の調査で失格となったものでございます。調査基準価格を下回り、見積内訳が失格基準に該当した際に失格になるという規定がありまして、今回の案件は、失格基準の中で一般管理費の割合が失格基準に該当した結果、失格になったというものでございます。

【伊藤委員長】

この業者の不注意が問題だったということなのでしょうか。

【医療関連産業集積推進室】

工事費等の内訳を見ますと、他の金額等については、私どもが設定している金額の割合より極端に低くなっているという訳ではなく、一般管理費の分だけが、非常に低くなっておりましたので、そこに業者の意思があつてそうしたのではないかと考えております。

【伊藤委員長】

個別の原価ではなく、一般管理費をどう配分するかという考え方が、県側と業者とは違ったということが失格理由になるのですか。材料費であるとか、労務費であるとか、当然一定の金額というものは出てくるが、一般管理費、つまり様々な複数の工事に共通する一般的な管理者の給与などの一般管理費を各工事に配分するというときに、業者によっては色々な考え方にに基づいていると思うのですが、その部分についても、失格基準に該当するということになるのですか。

【医療関連産業集積推進室】

県の要綱の規定では、一般管理費だけが低いということになりますと、工事の質の担保ですとか、労働者へのしわよせなどが発生するというのは問題があるということから、このような基準があるのではないかと考えています。

【伊藤委員長】

ということは、その業者がその基準を理解していれば、そういう金額にはならなかったということですか。

【医療関連産業集積推進室】

低入札価格の失格基準があるということ自体は入札公告に記載していますし、失格基準についても、低入札価格事務処理要綱に規定されており、ホームページにも掲載していますので、それを理解していただければそういうことはなかったと思います。

【伊藤委員長】

業者の方は、配分率が例えば何%とかということまでは分かっているのではないですか。こういう基準があるということは明記されていますか。

【入札監理課主幹】

それぞれの諸経費の何%を超えると失格になるという基準は、ホームページでも掲載しております。

【伊藤委員長】

規定を見て積算をしていけば、失格にはならなかったということですか。

【入札監理課主幹】

そういうことです。

【伊藤委員長】

結局これは、3回入札をやって、少しずつ下げていって、予定価格ギリギリの入札額になったということですね。

【入札監理課長】

そういうことになります。

【伊藤委員長】

1者だけが少しずつ下げていって予定価格ギリギリのところまで落札した結果ということですね。

**【入札監理課長】**

今の委員長がおっしゃったとおり、この場合ですと最初の入札の開札の段階で、2者のうちの1者が無効になって、1者が残ったわけです。その1者が予定価格を超えていたということで、その時点でこの入札は再度入札に移行します。

再度入札は、通常は1週間ぐらいおいて改めて見積書等を出してもらいます。2回目の入札でも予定価格を超えていたということで、実際問題としてこの開札の場に、すでに失格になっている石田工業は再入札には呼ばれませんので、実質的に山田設備工業1者だけが再度入札の会場にありますので、入札額を少しずつ下げていくことは可能だったと思います。

**【齋藤委員】**

そうしますと、高い場合はお知らせするけれど、低い場合は基準で失格になったということはその業者にはお知らせしないのですか。

**【伊藤委員長】**

それは石田工業のことですか。

**【齋藤委員】**

入札された山田設備工業さんは結果が分かりますけど、石田工業さんには他の入札状況というか、失格や無効になりましたということは伝えないということですか。

**【入札監理課長】**

開札の会場は、福島県の入札は郵便入札ということで、入札参加者が出席しなくても構わない制度になっています。通常は参加されるのが一般的ですので、その場で失格・無効の理由を示しています。

**【安齋委員】**

一つだけいいですか。山田設備工業は、年商は10億円程度の金額です。この入札で年商の半分くらいを占めるのですが施工できますか、大丈夫ですか。

**【県中建設事務所】**

資格審査等をした中で、総合評価方式を採用し、手続きにのっとりたうえで、施工能力をお持ちであると判断させていただいております。

**【安齋委員】**

格付要件がA、地域要件が県内、その他の要件も満たされているから大丈夫だということですね。私が心配しているのは、この会社、年商がこの数年間10億円ぐらいであるということです。本社が白河市で、26年10月には10億8500万円、その前の年の25年10月が10億8700万円と、11億円足らずです。この工事代金はその2分の1を占めているので、ちょっと会社としては重荷じゃないのかなと思いましたが、大丈夫ですか。

**【県中建設事務所】**

「資料4」の6ページにある総合評価方式の評価結果を見ただけですと、山田設備工業は、こちら企業の技術力の点で、施工能力や、配置予定技術者の技術力という点では、今回落札ならなかった石田工業を上回っておりましたので、実績等その他から施工能力を持っているという判断をさせていただいております。

**【安齋委員】**

もう一ついいですか。総合評価方式の評価結果を見ると、工事成績は両社とも0点ですが、配置予定技術者の技術力から問題ないですか。

**【県中建設事務所】**

こちらの方は定まった基準の中でこういった結果になったということです。

**【伊藤委員長】**

加点をされるような成績ではなかったということですね。

【県中建設事務所】

もちろん定められた基準は満たした上で、さらに加えることはなかったということです。

【伊藤委員長】

それでは続いてまいります。番号2番の案件に移ります。

【県中建設事務所】

(「資料4、案件番号2番」について説明)

【伊藤委員長】

只今の案件について御質問等がございましたらお願いします。

飛島建設JVが無効になった内容というのをもう少し詳しく教えてもらえませんか。

【県中建設事務所】

今回入札の公告文と入札説明書で指定していたのが「配達日指定郵便」でしたが、実際に飛島建設さんの方で出してきたのがそれではなくて、「配達時間帯指定郵便」というもので、指定したものと違うもので入札したため無効になっています。

【伊藤委員長】

実際届いたのは、指定した日だったのですか。

【県中建設事務所】

はい。結果として、配達是指定郵便と同じ日に届きましたが、「配達時間帯指定郵便」というのは1日前であっても指定した日に届くことがあります。

しかし今回指定している「配達日指定郵便」ですと、2日前に出さないと届かないということになります。公平的な観点からすると一日余裕を持って入札書の提出ができるというのが「配達時間帯指定郵便」というものです。

【伊藤委員長】

「配達日指定郵便」でなければいけないというのは、どこに明記されているのですか。

【県中建設事務所】

公告文及び入札説明書で指定しています。

【伊藤委員長】

指定した期日には届いているのですね。郵便の種類が違うということで失格になった。失格になる要件というのはどこかに記載されているのですか。

【入札監理課長】

「配達日指定郵便」というのは郵便入札が始まった時から制度としてあったのですが、いわゆる当日配達指定が無くなったものですから、今では基本的に郵便入札は書留で行うことになっています。それでないもので出してくるというのは、基本的に無効扱いにしてその時点で封も開けないということにしておりました。現在は、そういった形での郵便の種類を間違えるというのはほとんど無くなってきてはいるのですが、今回は応札者が県外の業者ということもあって、それで間違えたとも考えられます。

【伊藤委員長】

郵便の種類が違ったら無効になるとかはどこに書かれているのですか。

【入札監理課長】

要綱に明記しています。

【伊藤委員長】

入札書の封は開けてないということですから、いくらで入札したかは分からないということですね。県民の貴重な税金が無駄遣いになっている可能性もありますね。

**【入札監理課長】**

可能性はあります。基本的には郵便入札自体がだんだん減ってきているし、全国的にも減ってきています。電子入札が一般的になる。そうなってくると、こういう形での入札事故は少なくなってくるかと思います。

**【安齋委員】**

私が選んだ理由の1つがその無効の理由についてですが、入札監理課長は県外の業者と言いましたが、飛鳥建設のことをいっているのだと思いますが、JVですよね。もう一つの構成員はいわきの会社で県内大手の福浜大一建設ですよね。これが公告を間違っただけで出さずということがある。見落として入札するというのはちょっと考えにくいのですが、説明できますか。

**【県中建設事務所】**

指定していた配達日指定郵便でなかったということで今回は、入札を無効にしました。こういうことをすると失格ですよということは最初から公表していますので、なぜ間違っただけかということについては分かりかねます。しかし、結果として指定したものと違っているので無効としました。

**【安齋委員】**

今後は電子入札の方に移行するのですか。

**【入札監理課長】**

郵便入札自体は基本的に本県のやり方ですので、それ自体についての変更はありませんが、発注者の利便性であるとか、開札時の事故とか、そういう観点から電子入札を増やしていくことが望ましいと考えています。

**【齋藤委員】**

なぜ「配達日指定郵便」でなければならないのかという必要性をうかがわせていただきたい。

**【入札監理課長】**

入札書を出す時期に差異があると好ましくない入札になる可能性が大きくなる。皆同時期に出していただくという意味で、いわゆる投函日を指定するというような形で制度を設定しています。

**【伊藤委員長】**

要するに、1日前ではなくて2日前には入札書の提出を終えるということですね。この会社はひょっとしたら確信犯かもしれない。間に合わなかったから、仕方がないから1日前にやろうということで「配達時間帯指定郵便」を利用すれば届くからということだったかもしれないですね。

**【入札監理課長】**

もう一つ、入札書に関しては大きな決まりとして1回しか出せません。出したものを戻せないというのがあります。他の入札者のものを見て戻すというのはまさに言語道断ですが、郵便の出し方を規定しているのは、1回出したものがこちらに確実に届くということですので、一度出してしまったら二度出しはできないということで郵便に関しては厳しい規定をおいております。

**【芳賀委員】**

いろいろな考え方ができてしまうので、私からどうこう言うのはできませんが、ただルールはルールです。それを見ていないとか、知らなかったとかというのは、論点にならないと思います。

**【伊藤委員長】**

そのとおりです。ルールがあるから失格とか無効になれば、そうせざるを得ない。このルールはどいうなのという問題はあると思うのです。ここまで決めなければいけないことなのか。一定のことは決めなくてはいけないのですが、郵便だけではなくて、宅配便とか色々な形がある。ルールをどう考えるのかという問題はある。



【安齋委員】

工事の内容についてうかがいたいのですが、流入部洪水吐改築、これは10年以上前にできた石川町にあるダムですよ。

【県中建設事務所】

「千五沢ダム」というのが石川町にありまして、このダムは、昭和50年3月にかんがい用利水ダムとしてできました。その後、当時のかんがい面積に必要な面積量がだんだん利用する農家の減少により、利水容量が540万トン不要となりました。その分を石川町のダムがある河川で発生する災害を防ぐため、余っている容量を治水容量として買い取ったということです。治水をもたせるためには、今のゲートの洪水吐では調節ができないので、今回の工事はそれを調節できるように洪水吐を大きく改造するという工事です。

【安齋委員】

受注者はJVですけれども清水と青木あすなろ、あおい3社の出資割合を教えてください。

【県中建設事務所】

清水が50%、青木あすなろが30%、あおいが20%です。

【安齋委員】

あおいは、年商が26年5月期で17億円ほどです。ほとんどこの工事で年商の3分の2占めてしまう形ですね。相当大的な感じがしますが、施工能力は大丈夫ですか。

【県中建設事務所】

代表構成員に今回は清水建設という大手の建設会社が入っています。数多くダム工事の実績もあり、品質確保は大丈夫だと思っています。発注者として今後も適切な品質が確保できるように注意していきたいと思っています。

【安齋委員】

あおいというのは、一般土木とそれ以外に舗装工事もやっていますが、舗装工事の割合はどれくらいですか。

【県中建設事務所】

一般土木の割合が非常に多いです。今、年商のお話がありましたが、今回は8年間の債務工事でやっていますので、単純に1年間での売り上げがどうこうということではありませんので、8年間という長い期間でしかも利水を使いながら、かんがい期だけの工事ですので、その期間を積み上げて8年間という長い期間を設けて、債務工事で発注しています。

【伊藤委員長】

それでは次にまいります。

【会津若松建設事務所】

(「資料4、案件番号3番」について説明)

【伊藤委員長】

御質問等がありましたらお願いします。

これは、新しい橋を架けるということですか。

【会津若松建設事務所】

そのとおりです。

【伊藤委員長】

99.78%という落札率はどういうふうに受け止めていますか。見積りの精度としては、非常に高い精度の見積をすればこういうこともありうるということですか。

【会津若松建設事務所】

感想としては、高いのかなと思います。しかし、今の受注者側の積算価格体系でいきますと、ほぼ我々の積算したものと同程度の金額が出ているのかなと思っています。

【伊藤委員長】

競争があれば、もっと低いところになると思うのですが、競争がなかったからこういうことになったのかと思いますが、どうでしょうか。

【会津若松建設事務所】

出す段階で業者の方が何者参加してくるか分かりませんので、何とも言いかねます。

【安齋委員】

2つ質問があるのですが、1つ目はニューマチックケーソンという聞き慣れない言葉が出てきたので、分かるように教えてください。

2つ目は、地域要件が全国区にもかわらず、入札参加者が1者ということについてです。推測されるのは、落札率が99.78%ということは予定価格が業者にとっては利益が少なく、入札を見合わせたので、1者だけになったということなのですかね。

【会津若松建設事務所】

まず一つ目の御質問ですが、ニューマチックケーソンというのは、最初の工事概要の下部工A1、P1～P6というものがありますが、A1というものは河川の両端にある橋台がA1、あとは、この橋の場合南東の方からP1、2、3と橋脚のナンバーがありまして、橋脚が南東の方から6つ発注になっているというようなことです。そのうちの橋脚の基礎形式がニューマチックケーソンというのは、コンクリートの箱を反対にした形の物を作って、その下を掘りながら箱を段々下げていく、基準の高さまで下げていって、その上に作っていくというものです。ですから箱プラス橋脚を建てるといった下部構造になっています。

次に、なぜ1者なのかという御質問ですが、この工事には、潜かん世話役と潜かん工と潜水夫が必要となります。今の段階ですと潜水夫の確保が非常に難しかったと思われれます。応札してきたフジタ・会津土建特定建設工事共同企業体に聞いたのですが、「潜水夫の確保が非常に難しかった。うちの場合は何とか確保できた」ということを聞いております。

【安齋委員】

もう一つ。この工事は24番の橋梁の下部工事ですね。次に私が選んだのが橋梁の上部工事、これは同じ場所の上と下の工事ですね。

【会津若松建設事務所】

そのとおりです。

【伊藤委員長】

土台とその上ということで、次にまいります。

【会津若松建設事務所】

(「資料4、案件番号4番」について説明)

【伊藤委員長】

御質問がございましたらお願いします。

【安齋委員】

実はこの案件を選ぶ時、疑問点が次から次へと出てきて、段々分からなくなってきたのですが、矢田工業、JVの東開と、協三、この3者というのは県内の橋の方の専門3者ですね。入札時点では矢田工業は第3位だったけれども、総合評価方式で加算点を取って第1位になって逆転したというケースですけど、同業者なのに総合評価で3位が1位になることがあるのかと疑問に感じました。

それから、最終選考から漏れましたが、もう一つ私が選んだのが 25 番で同じような橋の工事です。公告期日、入札年月日は全く同じですが、総合評価の加点を見たら配点が違う。同じ業者で同じ日に入札やって、橋の工事なのに、この 3 者というのは総合評価が 26 番と 25 番で違うというのはなぜだろうと思いました。26 番の総合評価方式の評価結果を見ると、最終加点は矢田工業 57.5 点、協三が 54.5 点、東開が 45.5 点。このように、同じような專業業者なのになぜ開きがあるのかと思いました。

個別に見ると、一番多いのは点数からいうと、右の方の技術提案。キャンパー精度では 2 社が 15 点なのに、東開だけが 10 点で、5 点の差がついています。

それから、施工計画の適切性では矢田工業と協三は 6 点取っているのに、東開は 3 点。同一市町村の実績でも、矢田工業、協三が 2.5 点、東開は 0 点。専門業者がやっているのに、同一市町村で工事が無いということがありえるのかなと疑問に思いました。

他にも安全管理で差がついている。総合評価の加点がよく分からないので説明してください。

#### 【会津若松建設事務所】

総合評価の施工計画の適切性と技術提案と震災の対応については、3 者のうちの協三と矢田工業については、ほぼ同じ点数できています。

点数の差がついたのが、企業の技術力と配置予定技術者の技術力、企業の地域社会に対する貢献度の方で 3 点の差がついています。そこで、配置予定の技術者の方で 1.5 点ほどの差がついています。その他に企業の技術力としては、協三の方が 1 点ほど多かった。その他に同一市町村内の工事については、橋梁工事自体がそんなに沢山あるわけではないので、こういった点がついているのかと思います。あとは企業の地域社会に対する貢献度のところで差が出たと思っています。

#### 【安齋委員】

加点の方で右の方の技術提案。ここでの点数の積み上げがあって 5 点の差がついたということですね。先ほど言いましたが、同じ時期に同じ建設事務所で発注した 25 番の橋梁工事ですが、この総合評価の評価結果を見ると、様式が違いますね。例えば技術提案で、キャンパー精度が 25 番の工事にはない。

#### 【会津若松建設事務所】

25 番については、工事の規模が若干小さいものですから施工能力とか対象の工事規模が若干小さくても加点対象になります。26 番の方が規模の大きいものですから、対象が大きいものになる。企業の技術力とか配置予定者の技術力とか、加点の対象として違ってきます。

#### 【伊藤委員長】

J V の場合、評価点はどのように評価するのですか。

#### 【入札監理課主幹】

J V の場合は、代表構成員の評価ということになります。

#### 【伊藤委員長】

この工事の地域要件は全国ですよ。全国であるにもかかわらず、非常に地域性の高い社会貢献とかが評価に入っていますね。対象を全国にしたら、地域性の非常に高いところで評価点をつけるというのはどうなのですか。

#### 【入札監理課長】

全国が対象でも、地域性の部分は残ります。例えば特別簡易型の場合には、企業の地域社会に対する貢献がほとんど 8 割以上を占めるようになります。

この工事は総合評価の、全国区でしかも標準型になっていますが、配点としては企業の技術力、配置予定技術者の技術力に加えて、施工計画の適切性が 10 点、技術提案が 40 点ということで、技術提案・施工計画がかなりの部分を占めております。地域社会に対する貢献度は残ってはおりますが、特別簡易型に比べると技術的な比重が上がっています。

【伊藤委員長】

県内とか管内だったら分かるけれども、全国を対象にしている、いわゆる大手ゼネコンが入札に参加したときにこういう項目があると不利になりませんか。

【入札監理課長】

不利と言いますか、本県としては地域性、風土というものを評価するという立場をとっている結果となります。

【伊藤委員長】

県内とか管内とか地域性を重視するというのは分かりますが、全国にしておいて、福島県とかその地域に貢献しないと不利になるというのは整合性がとれてないような気がします。先ほどJVのことを聞いたのはそういうことであって、地元の業者を代表に持ってこないで大手ゼネコンが入っても結局は評価が低くなってしまふということになりますよね。仕組み・ルールそのものに整合性がとれていないような気がします。

【入札監理課長】

本来、鋼橋の工事については、一番大きな地域のくくりは全国ということになりますが、それ以外は一般土木工事でいうとどんなに金額が上がっても、基本的には県内企業に発注するという区分けになっています。基本的に県内業者への発注に対する配慮というのは残しまして、それが地域社会に対する貢献度という形で何点か配慮していることにはなりますが、一番大きな技術提案とか施工計画の適切性といった評価項目である程度点をとっていかないと、県内の業者でも取りにくくなるという仕組みになっています。

【伊藤委員長】

つまり、全国の場合、地域・地元の企業には若干のハンデを与えているというふうに理解してよろしいのですね。

【入札監理課長】

逆に、技術提案なり施工計画のところでもかなりのアドバンテージを持ってほしいと思います。

【伊藤委員長】

それでは次にまいります。5番の案件についてお願いします。

【相双建設事務所】

はじめに、資料の訂正をお願いします。26ページの右上に着工日の記載があります着工日の「26年7月7日」を「26年8月20日」に訂正をお願いします。

(「資料4、案件番号5番」について説明)

【伊藤委員長】

只今の案件について、何か質問がありましたらお願いします。

もう少し具体的に工事の内容を教えてくださいませんか。

【相双建設事務所】

新田川という海岸近くに河口部を持つ河川があります。ここには、もともと堤体があって護岸ブロックが張られていましたが、それが津波により一部が破堤するなど被災したものを復旧する工事です。

【伊藤委員長】

積算、見積り自体はそんなに難しくない工事ですか。

【相双建設事務所】

基本的にブロックを張る工事ですので積算自体は複雑な工事ではないと思います。

【伊藤委員長】

それでは、抽出案件全般に対する意見交換に移ります。

【伊藤委員長】

その他に移ります。委員の皆様から御意見ございますか。  
事務局の方からありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局からですが、今回の抽出案件の審議対象期間、抽出テーマの決定並びに抽出規模の指名をお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】

ただいま事務局から審議依頼のあった件について、御意見ををお願いします。  
事務局案はありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

<事務局案>

今回の抽出テーマとしまして「予定価格5千万円以上3億円未満の一般土木工事で、応札者が1者だった案件」を取り上げてはどうかと考えます。理由としましては、入札参加有資格者が最も多い一般土木工事におきまして、5千万円から3億円にかけての工事は、業者にとっても規模的にも工期的にも受注のメリットがあると考えます。震災前は多数の業者が競合したにもかかわらず、震災以降は応札者がない、あるいは1者にとどまる例が多くなっております。つきまして、一般土木工事で、応札者が1者だった案件を取り上げ、現状を把握したいと考えました。抽出委員につきましては、五十音順で齋藤委員、佐藤委員をお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】

今回の抽出案件について、審議対象期間は「平成26年7月から平成26年12月」、抽出テーマは「予定価格5千万円以上3億円未満の一般土木工事で、応札者が1者だった案件」とし、抽出チームは「齋藤委員と佐藤委員」を指名します。

それでは、本日の議事につきましては、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第54回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。  
ありがとうございました。